

# 資料

- 1 関係法令等
- 2 実態把握のためのチェックシート
- 3 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」様式（例）
- 4 通級による指導 実施校一覧

# 資料

## 1 関係法令等

- (1) 学校教育法施行規則(抄) (昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号)
- (2) 平成 5 年文部科学省告示第 7 号 (最終改正:平成 19 年 12 月 25 日)
- (3) 「特別支援教育の推進について」 (平成 19 年 4 月 1 日 19 文科初第 125 号)
- (4) 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」  
(平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号)
- (5) 発達障害者支援法(抄) (平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号)
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)(平成 25 年法律第 65 号)

---

---

### (1) 学校教育法施行規則(抄) (昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号)

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

### (2) 平成 5 年文部科学省告示第 7 号 (最終改正:平成 19 年 12 月 25 日)

小学校又は中学校において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第 140 条各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)を、小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。

- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

### (3) 「特別支援教育の推進について」 (平成 19 年 4 月 1 日 19 文科初第 125 号)

#### 1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

#### 2 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

#### 3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

##### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

##### (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し

合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

### (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

### (5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

### (6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

## 4 特別支援学校における取組

### (1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

### (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障

害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

### (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

## 5 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

## 6 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整

備等に関する政令（平成 19 年政令第 55 号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第 18 条の 2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

## 7 教育活動等を行う際の留意事項等

### (1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

### (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

### (3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

### (4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

### (5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

### (6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

#### (7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

#### 8 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

### (4) 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」

(平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号)

#### 第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

##### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

###### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

###### (2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

###### (3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

##### 2 特別支援学校への就学

###### (1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

###### (2) 障害の判断に当たっての留意事項

###### ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

###### イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査，コミュニケーション，日常生活，社会生活等に関する適応機能の状態についての調査，本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき，上肢，下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく，身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際，障害の状態の改善，機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき，疾患の種類，程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅



れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては 2 (2) と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論

する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## 2 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

## 4 その他

### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

## (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

## 第2 早期からの一貫した支援について

### 1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

### 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

### 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

### 4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

## (5) 発達障害者支援法(抄) (平成16年12月10日法律第167号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

## 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を

講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

## (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)(平成 25 年法律第 65 号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関，独立行政法人等，地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号，第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

#### （行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は，その事務又は事業を行うに当たり，障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより，障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は，その事務又は事業を行うに当たり，障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，当該障害者の性別，年齢及び障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### （事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は，その事業を行うに当たり，障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより，障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は，その事業を行うに当たり，障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，当該障害者の性別，年齢及び障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

# 実態把握のためのチェックシート

■チェックリストをつける意味は…

- 教師が特別な教育的ニーズのある児童生徒の困っている点に気づく眼をもつことができる。
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒の実態を把握することができる。
- 職員同士、職員と保護者がともに付けて、それぞれの場での状況を確認することができる。

学校名： \_\_\_\_\_ 年 組 \_\_\_\_\_ 記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 氏名 \_\_\_\_\_ 記入者： \_\_\_\_\_ 関係 \_\_\_\_\_

■右側にたくさん○が付く項目は支援が必要だと思われます。  
 ■対応法のヒントは「発達障害児を支える指導・支援事例集(長野県教育委員会 平成24年3月)に掲載されています。

		ない	ほとんどない	ときどきある	よくある
<b>◆学習面（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する）</b>					
1 聞く	1 簡単な指示に対して、聞き間違いや聞き漏らしがある。 2 ゆっくり話すと理解できるが、早く話すと理解困難である。 3 相手の話を聞いていないと感じられることがある。 4 口頭による指示を覚えてもらえない。				
2 話す	1 筋道の通った話をするのが難しい。 2 適切な速さで話すことが難しい。(たどたどしく話したり、とても早口だったりする) 3 話すとき、抑揚が不自然だったり、声の大きさの調節が不適切だったりする。 4 語彙が少なく、指示語を多く使用する。				
3 読む	1 初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える。 2 語句や行を抜かしたり、繰り返して読んだりする。 3 促音や拗音などの特殊音節を読み間違える。 4 音読が遅い。				
4 書く	1 ひらがな・カタカナ・漢字をなかなか覚えられない。 2 字の形や大きさが整わない、独特の筆順で書く等、読みにくい字を書く。 3 よく書き間違える。(漢字の細かい部分や「b」と「d」を間違えたりする) 4 板書が写せない、または写すのに極端に時間が掛かる。				
5 計算する	1 指を使って計算したり、九九が完全ではなかったりする。 2 簡単な計算が暗算でできなかったり、時間が掛かったりする。 3 学年相応の文章題の立式が難しい。 4 学年相応の量の比較や理解が難しい。				
6 推論する	1 抽象的な概念や、事象の因果関係を理解することが困難である。 2 目的に沿って行動を計画し、課題解決に向かうことができない。 3 早合点や飛躍した考えをする。 4 表やグラフから読みとったり、まとめたりすることができる。				
<b>◆行動面（不注意、多動性、衝動性）</b>					
7 不注意	1 細かいところまで注意を払わなかったり不注意な間違いをしたりする。 2 学習や活動などで注意を集中し続けることが難しい。 3 面と向かって話し掛けられているのに、聞いていないように見える。 4 忘れ物・なくし物が多い。 5 学習や活動を最後までやり遂げることが難しい。				
8 多動	1 授業中や座っているべき時に、席を離れてしまう。 2 手足をそわそわ動かしたり、着席している時もじもじしたりする。 3 集会に落ち着いて参加することが難しい。 4 じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する。 5 静かにしていることが難しい。常にしゃべる。				

9 衝動性	1 質問が終わらないうちに答えてしまう。 2 順番を待つことが難しい、または順序よく並ぶことが苦手である。 3 他の人がしていることをさげすんだり、割り込んだり、邪魔したりする。 4 カツとなりやすく、衝動的な行動が目立つ。 5 目新しいものがあるとすぐに手が出る。		
<b>◆行動面（コミュニケーション、対人関係、こだわり等）</b>			
10 場の理解	1 相手の気持ちを考えられない行動をする。 2 人との距離感が適切にとれない。 3 静かにすべき時に静かにする等、場に合わせた行動ができない。 4 周囲に配慮せず、自分中心の行動をする。 5 人から関わられた時の対応が、場に合っていない。		
11 コミュニケーション	1 相手の反応に関係なく、一方的に話す。 2 目と目で見つめ合う、身振りなどの多彩な非言語的な行動が困難である。 3 冗談やユーモア・嫌みな言葉を理解せず、言葉どおりに受け止めてしまう。 4 相手の質問の意図に沿った受け答えをしない。 5 場面に関係なく独り言を言ったり、うなり声を出したりする。		
12 対人関係	1 休み時間に一人でいることが多い。 2 ロげんかやこぜりあいなど、友だちとのトラブルが多い。 3 相手の気持ちを推し量ることができない。 4 他の生徒からからかわれたり、いじめられることがある。 5 自分が非難されたり、非難されていると思ひ込んだりすると、過剰な反応をする。		
13 感覚過敏	1 偏食がある。 2 大きな音・特定の音を嫌がる。 3 帽子や靴を履くことを嫌がる。 4 特定のにおいを嫌がる。 5 ひどく痛がったり、痛みを感じていないように見えたりする。		
14 こだわり	1 急な日程変更や変化があると対応できない。 2 あることに強くこだわることによって、簡単な活動も取り組みなくなることもある。 3 特定のものに強い執着がある。 4 特定の分野に強い興味、関心があり大人顔負けの知識がある。 5 一番や正解でないと許せない。		

対応法のヒントが「発達障害児を支える指導・支援事例集（長野県教育委員会 平成24年3月）」に掲載されています。

**◆精神科への通院を勧めるべき状態**

- 1 躁うつ・無気力の状態が見られる
- 2 自暴自棄になっている
- 3 睡眠障がいが見られる
- 4 幻覚・妄想が見られる
- 5 人間不信に陥っている
- 6 反抗・挑戦的な態度が多く見られる

[チェックリスト使用に当たっての注意]

- ・チェックリストは児童生徒の実態を把握するためのものであり、障がいの診断をするためのものではありません。
- ・保護者の同意を得ずに実施したチェックリストの結果を、保護者に告げたり、検査や診断に結びつけたりすることは避けましょう。



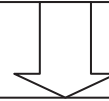
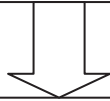
「個別の指導計画」(例)

「教育課題個人表(A)」

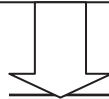
年 男・女

生育歴・諸検査・連携の記録など

日常生活の姿



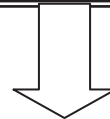
可能性の芽



願 い



教育課題



指導の方向

## (2) 指導内容の選択・組織 (B) の形式

### ① 教科別領域別の指導内容の選択(B-1)

各教科等	指 導 内 容
国 語	
社 会	
数 学	
理 科	
音 楽	
美 術	
保健体育	
職業・家庭	
外国語	
(その他 特に必要 な教科)	
道 徳	
特別活動	
自立活動	
総合的な 学習	

(4) 通常の学級用 指導計画表(D) (短期)

年 組 氏名		作成者：		( 年 月～ 月)
	ねらい	支 援 方 法	評 価	
日常生活				
行 動				
対人関係 ・ コミュニケーション				
教 科 等	国 語			
	算 数			
	そ の 他			

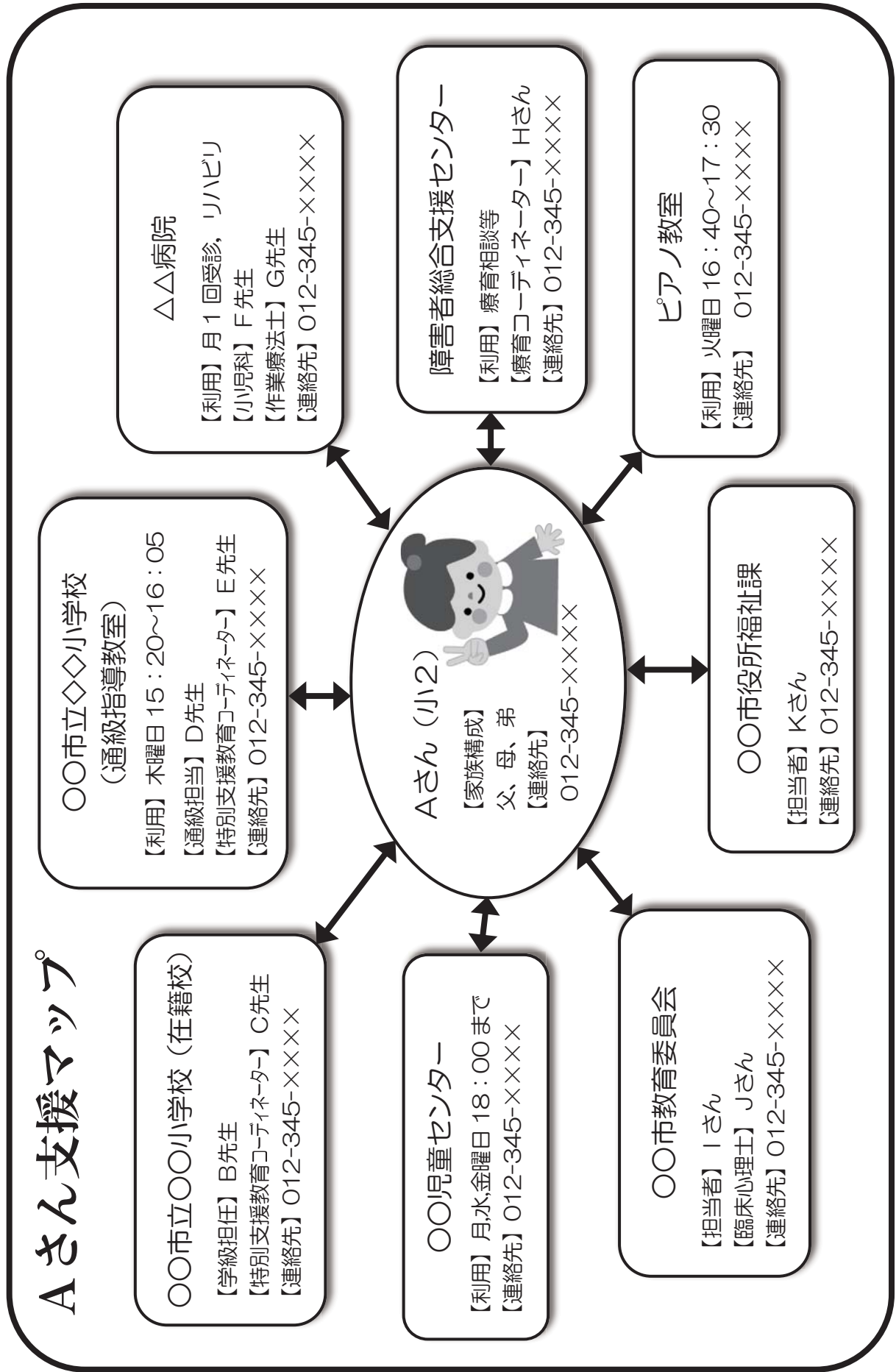
平成 年度 個別の教育支援計画シート（例）

初回記入者名： 初回記入日：平成 年 月 日

立 園・学校 年 組		校長名	担任名
ふりがな 氏 名		(男・女)	生年月日：平成 年 月 日
保護者名	電 話 緊急連絡先		
住所： 〒 市 町			
将来に向けての願い（◎），現在の生活の願い（・）			
本人の願い	保護者の願い		
支援目標（長期：◎，短期：・）			
◎ ・ ・			
主な支援内容（合理的配慮含む）			支援者
学校	学級		
	校内		
家庭			
地域			
関係機関 医療・福祉 特別支援学校			
支援会議の記録			
《日時》  年 月 日	《参加者》	《協議内容・引き継ぎ事項等》   次回支援会議予定 年 月	
支援内容の評価			

以上の内容を確認いたしました。 平成 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

# Aさん支援マップ



## 通級による指導 実施校一覧

平成27年5月1日現在

地域	郡市	市町村	学校名	障がい種				電話番号	郵便番号	住所
				言語	L D	弱 視	難 聴			
北信	飯水	飯山市	飯山小学校	○	○			0269-62-2100	389-2253	飯山市大字飯山2400
	下高井	中野市	中野小学校	○	○			0269-22-2067	383-0013	中野市中野1804
	上高井	須坂市	須坂小学校	○	○			026-245-0071	382-0013	須坂市須坂780
	上水内	飯綱町	三水第一小学校	○				026-253-2004	389-1206	上水内郡飯綱町大字普光寺179
		信濃町	信濃小学校		○			026-255-2373	389-1313	上水内郡信濃町古間491
	長野市	長野市	三輪小学校	○				026-234-1251	380-0803	長野市三輪8-3-2
			山王小学校	○				026-226-4405	380-0936	長野市中御所岡田町30-1
			川中島小学校	○	○			026-284-4102	381-2233	長野市川中島町上氷鉋172
			通明小学校	○				026-292-0100	388-8006	長野市篠ノ井御幣川270
			鍋屋田小学校		○			026-234-2185	380-0821	長野市鶴賀上千歳町1365-2
	更埴	千曲市	屋代小学校	○				026-272-0037	387-0007	千曲市屋代2111
			戸倉小学校		○			026-275-0072	389-0804	千曲市戸倉1756
坂城町		坂城小学校	○				0268-82-3161	389-0601	埴科郡坂城町坂城6227	
東信	上小	上田市	北小学校	○	○			0268-23-1621	386-0011	上田市中央北3-1-52
			南小学校	○				0268-25-3721	386-0034	上田市中之条485
	東御市	和小学校		○			0268-62-0204	389-0504	東御市海善寺1244-1	
		東部中学校		○			0268-62-0145	389-0515	東御市常田300-2	
	佐久	小諸市	美南ガ丘小学校	○				0267-22-2000	384-0808	小諸市御影新田1985
			坂の上小学校		○			0267-22-0224	384-0015	小諸市紺屋町3-2-1
		佐久市	中込小学校	○	○			0267-62-0065	385-0051	佐久市中込491
		佐久穂町	佐久穂小学校	○				0267-86-2134	384-0503	南佐久郡佐久穂町海瀬2714
南信	諏訪	岡谷市	神明小学校	○				0266-22-2243	394-0004	岡谷市神明町1-9-40
			長地小学校	○				0266-27-8792	394-0086	岡谷市長地源1-1-3
			田中小学校		○			0266-22-2425	394-0031	岡谷市田中町3-5-17
	下諏訪町	下諏訪北小学校	○				0266-27-2288	393-0093	諏訪郡下諏訪町社7267	
		下諏訪南小学校	○				0266-27-5000	393-0045	諏訪郡下諏訪町南四王5188	

南 信	諏訪	諏訪市	城南小学校	○				0266-52-0536	392-0022	諏訪市高島1-29-1
			四賀小学校		○			0266-52-1136	392-0012	諏訪市四賀桑原4294
		茅野市	永明小学校	○	○			0266-72-2207	391-0002	茅野市塚原1-7-40
			玉川小学校	○				0266-72-2702	391-0011	茅野市玉川3674
	富士見町	富士見小学校	○				0266-62-2126	399-0211	諏訪郡富士見町富士見2882	
	上伊那	辰野町	辰野西小学校	○				0266-41-0383	399-0426	上伊那郡辰野町伊那富2812
		箕輪町	箕輪中部小学校	○	○			0265-79-2017	399-4601	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10235
		伊那市	伊那小学校	○				0265-72-5205	396-0023	伊那市山寺3221
			伊那北小学校		○			0265-72-2264	396-0005	伊那市野底8380-3
		駒ヶ根市	赤穂東小学校	○				0265-83-7155	399-4102	駒ヶ根市飯坂1-19-1
	赤穂小学校			○			0265-83-3131	399-4117	駒ヶ根市赤穂4605-1	
	下伊那	松川町	松川中央小学校	○				0265-36-2110	399-3303	下伊那郡松川町元大島3732-9
		飯田市	追手町小学校	○				0265-22-5112	395-0034	飯田市追手町2-673-1
			松尾小学校		○			0265-22-0819	395-0825	飯田市松尾城3800-1
			伊賀良小学校		○			0265-25-7208	395-0151	飯田市北方3872-1
		豊丘村	豊丘南小学校		○			0265-35-2025	399-3202	下伊那郡豊丘村神稲3600-1
中 信	北安	大町市	大町西小学校	○				0261-22-0019	398-0002	大町市大町4773-3
			大町南小学校		○			0261-22-0521	398-0004	大町市常盤3543-1
	安曇野市	安曇野市	穂高北小学校	○	○			0263-83-2502	399-8301	安曇野市穂高有明943
	松本市	松本市	田川小学校	○				0263-26-1377	390-0841	松本市渚1-5-34
			源池小学校	○				0263-32-0207	390-0812	松本市県3-5-1
			開明小学校	○				0263-25-0485	399-0001	松本市宮田11-41
			波田小学校	○				0263-92-2044	390-1401	松本市波田10286-1
			並柳小学校		○			0263-29-0869	390-0825	松本市並柳4-9-1
			島内小学校		○			0263-47-1150	390-0851	松本市島内5323
	塩筑	塩尻市	桔梗小学校	○				0263-52-3977	399-0703	塩尻市広丘高出1486-193
			塩尻西小学校	○	○			0263-52-0147	399-0732	塩尻市大門5-4-55
	木曾	上松町	上松小学校	○				0264-52-2002	399-5601	木曾郡上松町上松709
		木曾町	福島小学校		○			0264-22-2014	397-0001	木曾郡木曾町福島5807
長野県	長野市	長野盲学校			○		026-243-7789	381-0014	長野市北尾張部 321	
		長野ろう学校			○		026-241-5320	380-0803	長野市三輪1-4-9	
	松本市	松本ろう学校			○		0263-58-3094	399-0021	松本市寿豊丘 820	

# 平成 27 年度 特別支援教育研究委員会

◎…委員長 ○…副委員長

◎	佐藤 幸三	長野県長野ろう学校	教 頭
○	土松 丞司	安曇野市立穂高北小学校	教 頭
	越 久子	長野県長野盲学校	教 諭
	山岡 美穂	長野県松本ろう学校	教 諭
	萩原 恵己	佐久穂町立佐久穂小学校	教 諭
	田中 貴子	茅野市立永明小学校	教 諭
	宮坂 哲子	岡谷市立長地小学校	教 諭
	赤羽 裕	松本市立開明小学校	教 諭
	竹内 雅人	中野市立中野小学校	教 諭
	中山由美子	上田市立北小学校	教 諭
	山岸 俊朗	飯田市立松尾小学校	教 諭
	松本 詩子	塩尻市塩尻西小学校	教 諭

## 長野県教育委員会事務局

北條 泰瑞	東信教育事務所	指導主事
鈴木しのぶ	北信教育事務所	指導主事
北澤 英和	中信教育事務所	指導主事
竹村 信之	南信教育事務所	指導主事
瀬志本智子	総合教育センター	専門主事
浅川 浩	総合教育センター	専門主事
中原 直樹	特別支援教育課	主任指導主事
佐原 智行	特別支援教育課	主任指導主事
渡邊 和幸	特別支援教育課	指導主事
大石 卓司	特別支援教育課	指導主事
飯沼 祥彦	特別支援教育課	指導主事
倉島 さつき	特別支援教育課	